

## 7. 暮らしの安全

7-7

### 近所でお年寄りが虐待されているみたい

高齢者虐待とは、高齢者に対する暴力、身体の拘束、著しい暴言、介護の放棄などを言います。高齢者のお金を預かって、適切な医療・介護のサービスを受けさせない場合も虐待になります。高齢者やその家族の様子に虐待の徴候が見られたら、すぐに相談・通報をお願いします。

#### 高齢者虐待相談窓口

- ・区役所福祉課福祉係または支所区民福祉課福祉係
- ・いきいき支援センター

（西区では、旧区管内は区役所福祉課及び西区南部いきいき支援センター、支所管内は支所区民福祉課及び西区北部いきいき支援センターが管轄しています。）

相談・通報いただいた方の情報は法律に基づいて守られ、外部に出ることはありません。調査の結果、虐待の事実がなくてもご迷惑をかけることはありません。

「家庭の問題だから」とか、「いつもの親子げんかだろう。」などと身過ぎせる範囲を超えているときは、迷わずご連絡をお願いします。

介護施設等での虐待が疑われる場合も、ご相談をお受けします。

お問合せ先

**西区役所福祉課福祉係**

TEL.(052)523-4596  
FAX.(052)521-0067

**山田支所区民福祉課福祉係**

TEL.(052)501-4975  
FAX.(052)504-7409

**西区北部いきいき支援センター**

TEL.(052)505-8343  
FAX.(052)505-8345

**西区南部いきいき支援センター**

TEL.(052)532-9079  
FAX.(052)532-9020

**西区南部いきいき支援センター分室**

TEL.(052)562-5775  
FAX.(052)562-5776

**名古屋市高齢者虐待相談センター**

TEL.(052)856-9001  
休日・夜間は↓  
TEL.(052)701-3344